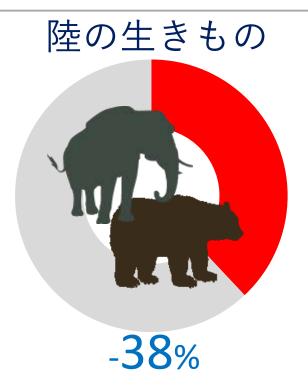
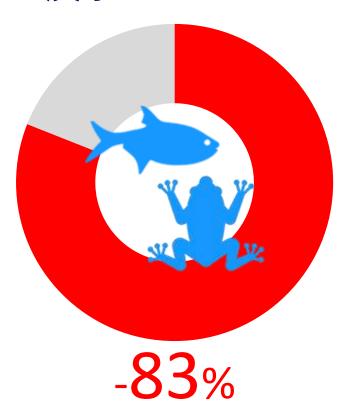


生物多様性劣化の現状:生きている地球指数(LPI)

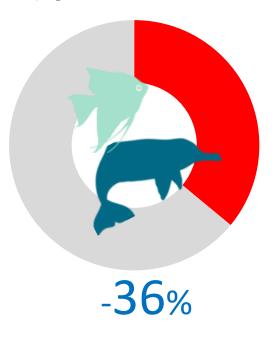




淡水の生きもの



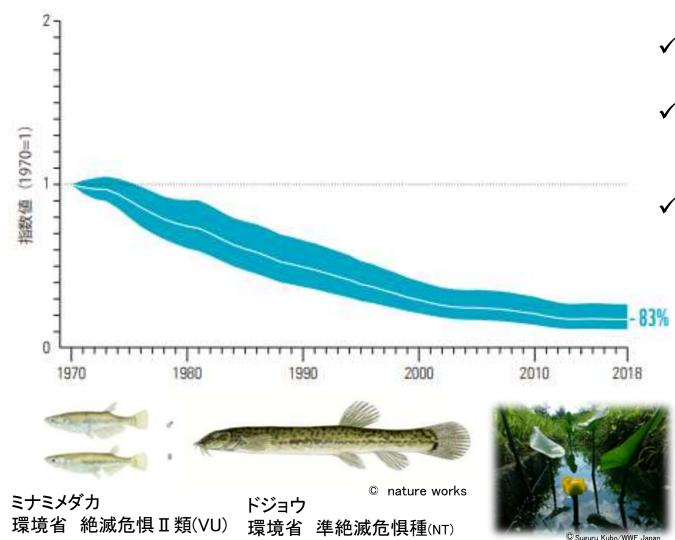
海の生きもの



- 「生きている地球指数」:対象個体群の個体数の増減に基づき計算された個体数変動の指標。
- 世界的にもっとも危機が進行している生態系タイプが淡水生態系であることを示唆。

淡水域の生きている地球指数(LPI): 1970年~2018年

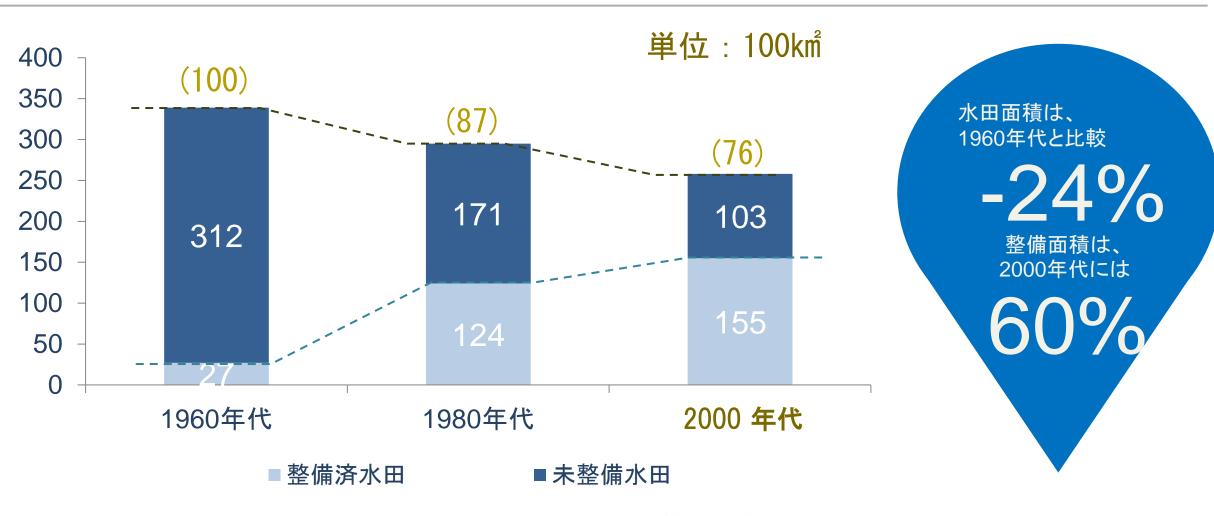




- ✓ 淡水の生きもの:1,398種、6,617個体群 (哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類)
- ✓ 日本でも同様の傾向。特に水田・ため池を含む淡水生態系(氾濫原を起源とする生態系)が危機的な状況。
- ✓ 劣化の要因:
 - ・ 構造の改変【連結性の分断・移行帯の喪失】 (水路のコンクリート3面張り、ブロックマット、 落差工、圃場開発等)
 - 管理手法の課題 (除草剤・殺虫剤、防草シート等)
 - 侵略的外来生物 (アメリカザリガニ、カダヤシ、オオカナダモ・・)

日本における水田面積と整備面積の変化





1960年代と2000年代の陸域における生態系の規模の比較

現場で起こっていること



もともと希少種がいた地域の水路が・・







(多面的機能の発揮)

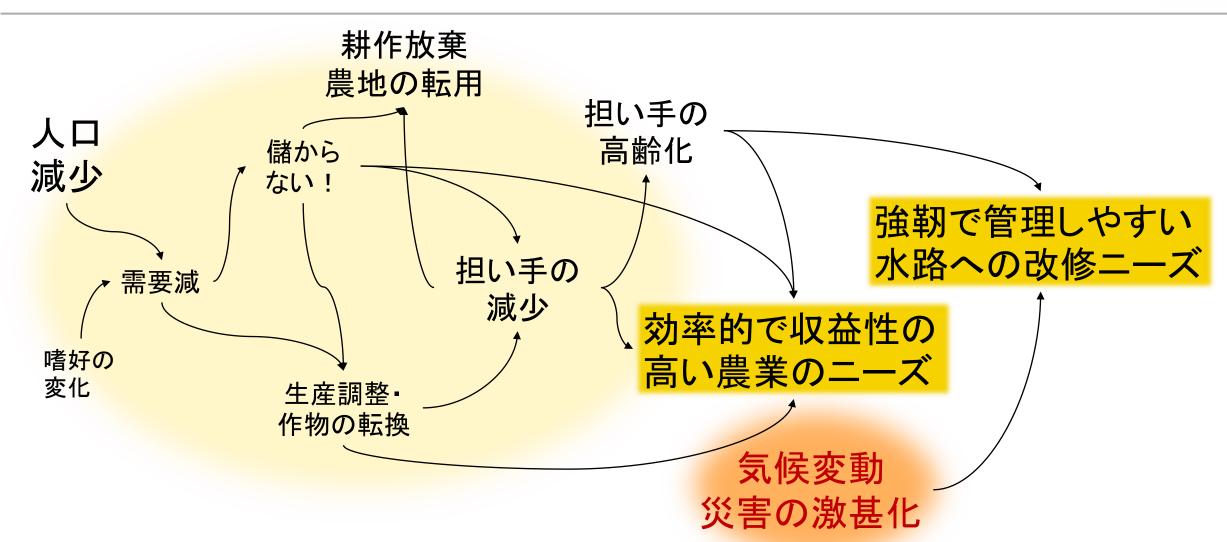
第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業生産の基盤の整備)

第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

負荷の高い改修の二一ズは今後も増え続ける





中間とりまとめ:基本理念の見直しの方向



- 「5 基本理念の見直しの方向」4つの論点(p12) (※項目のみ抜粋)
- (1) 国民一人一人の食料安全保障の確立
 - ①食料の安定供給のための総合的な取組
 - ②すべての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善
 - ③海外市場も視野に入れた産業への転換
 - ④適正な価格形成に向けた仕組みの構築
- (2)環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業へ の転換
- (3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保
- (4)農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

中間とりまとめ:分野別の主要施策「環境分野」(p36~)



- (2)食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた 課題
- ①農業が有する環境・持続可能性へのマイナスの影響への関心の高まり(中略)

このような生態系サービスの考え方の下では、食料供給がその他の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくことが重要になる。 (中略)

我が国においても2022年に「環境と調和のとれた食料システムの確立 のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(以下「みどり の食料システム法」という。)が制定され、農業の環境負荷低減の方向が 打ち出されている。

我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置付けるという国際的な議論を踏まえ、農業が農地に限らず河川や海洋まで含めて環境にマイナスの影響を与え、持続可能性を損なう側面もあるという前提に立ち、農業による温室効果ガスの排出削減、生物多様性の喪失の防止等、環境への負荷を低減するための取り組みについても基本的施策に位置づけ、環境に配慮した持続な能な農業を主流化する必要がある。なお、食料供給の観点から重要な水産資源についても持続性や環境負荷軽減に着目した取組が重要である。

また、このような農業における環境負荷低減の取り組みの多くは、食料生産に関わるものであるが、バイオマスエネルギー作物の生産、農村における再生可能エネルギー発電等、食料生産以外の取り組みもあることに留意する必要がある。

- 〇食料供給を生態系サービスの一つとして位置づけ
- ⇒食料供給以外の健全な農地生態系がもたらすサービ スにも言及が必要
- ⇒生態系サービスの維持向上のためには、生物多様性 保全のための具体的な施策を面的に実施する必要が ある。
- ⇒法律の目的/基本理念に「持続可能な農業の基盤と なる自然環境の保全」を位置づける必要あり
- 〇農業が有する環境・持続可能性への負の影響に言及
- 〇環境負荷の定義が示された
 - -農業による温室効果ガスの排出削減
 - -生物多様性の損失の防止等
- ⇒みどり法では農薬・化学肥料の使用量低減・有機農業 推進による環境負荷低減のみに焦点。
- ⇒保全型の農業インフラ整備を含む具体的な施策・既往 政策等への反映に注目。
- 〇食料以外の作物生産、農村における土地利用も範囲 に含まれることを明記

together possible...



Working to sustain the natural world for the benefit of people and wildlife.

together possible...

panda.org

WWF® and ©1986 Panda Symbol are owned by WWF. All rights reserved. WWF, 28 rue Mauverney, 1196 Gland, Switzerland. Tel. +41 22 364 9111 CH-550.0.128.920-7